

2009年6月12日  
北海道国際航空株式会社

## ボーイング 767 型機の連続式耐空証明書の取得について

～新規航空運送事業者では初の取得～

北海道国際航空株式会社（本社：札幌市、代表取締役社長：淡路 均、以下：エア・ドウ）は、2009年6月11日付けで、国土交通省より、航空法第14条の規定に基づき、ボーイング 767 型機の連続式耐空証明書を取得いたしました。

連続式耐空証明書の取得は、大手航空グループ会社以外の新規航空運送事業者では初となります。

耐空証明書<sup>(※)</sup>は、航空機の耐空性を検査する耐空証明検査<sup>(※)</sup>に基づき、国土交通省が交付し、その有効期限は原則的に1年（単年式）であり、年1回の同検査の受検を義務付けられています。一方、今回、取得した連続式耐空証明書の有効期限は、「整備規程の適用を受けている期間」が適用され、自社整備管理業務を確実に実施することで、年1回の同検査の受検が不要となります。

上記により、これまで発生していた同検査実施に伴う運休がなくなるため、利用者へのご不便をお掛けすることがなくなり、より一層、円滑な航空サービスの提供に寄与することになります。

連続式耐空証明書の取得要件としては、整備規程に基づく適切な整備体制の確立と十分な能力を有し、また、これらに基づき適切な整備を行い、継続的に安全性が確保されると認められた場合とされております。また、同証明書の取得後は、安全性の維持・向上に関して、定期的な耐空性の確認等、新たな整備管理業務を自ら確実に実施する必要がありますが、今回の取得は、当社の技術力及び安全に対する取り組みが高く評価されたものと考えております。

上記の通り、今回の取得により、当社としての責任もより一層重くなりますが、企業理念である「安全を絶対的的使命として追求」することに全社一丸となって取り組み、お客様のご期待に添えてまいります。

### ※「耐空証明書」「耐空証明検査」について

耐空証明検査は、航空機が耐空性の基準を満たしているか検査するもので、同検査に合格すると原則的に有効期限1年の耐空証明書が国土交通省航空局より交付される。

＜本件に関するお問い合わせ＞  
総務部 TEL：011-252-5533